

## 公共基準点使用承認申請書

令和 年 月 日

鳥取市長 様

申請者 住所

氏名

印

(連絡先)

鳥取市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

使用目的	
使用期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( 日間)
測量地域	
使用する基準点	点
測量方法	
測量作業 機関	名称
	代表者氏名
	所在地 TEL ( ) -

様式第2号（第5条第1項、第3項関係）

承認条件	
1. 別紙公共基準点使用条件を遵守すること。 2. 使用終了後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）を提出すること。	
鳥取市指令受総経第 号 令和 年 月 日	
鳥取市公共基準点の使用について、上記申請のとおり承認します。	
鳥取市長 深澤 義彦 印	
連絡先	鳥取市総務部財産経営課地籍調査係 担当 TEL (0857) 30-8133

(別紙)

## 公共基準点使用条件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名（包括承認に基づく場合には土地家屋調査士名）、作業目的、連絡先などを連絡し、立ち入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立ち入りは、日曜日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。  
ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承認書あるいは包括承認に基づく場合には、土地家屋調査士会員証を常時携帯すること。
- 4 使用にあつては公共基準点の取扱に留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 公共基準点本体及び立ち入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は、速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書として、次の書類を添付し公共基準点管理者に提出すること。  
なお、地積測量図の作成のための測量においては、包括承認申請書に定める使用報告書をもって代えることができることとする。

- (1) 公共基準点現況報告書
- (2) 精度管理表
- (3) 成果表、網図の写しなど。